

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年2月23日(木)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	24番 石井敏雄 委員
25番 椎名勝英 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

26番 鈴木正夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 16件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
4件

議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
3件

議案第4号 匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準の一部改正について
(別冊)

議案第5号 匝瑳市農業委員会農地法第3条事務処理基準の一部改正について
(別冊)

議案第6号 平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 5件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3 名
市産業振興課職員 1 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 29 年 2 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13 番椎名正和委員、14 番山崎幸治委員を
指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 1 番から 4 番までと 13 番から 16 番まで
は賃借権に関する件、番号 5 番から 12 番までは所有権移転に関する件で
あります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 16 番までを議案書を基に朗読】

番号1番から16番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

27番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力からみても問題ないと思われま

22番 　番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号3番について、譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題ないと思われま

11番 　番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

20番 　番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力からみても問題ないと思われま

す。
番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

4番 　番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

2番 　番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

19番 　番号11番と12番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るものです。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。
番号13番から16番までについて、譲受人は新たに農地を賃借し農業経営を行うものです。習得している農業技術からみても問題ないと思われま

議長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

【議案第2号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

事務局 番号1番は、資材置場用地として、畑計2, 233㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号2番について、営農型太陽光発電施設用地として、畑832㎡の内0.72㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号3番について、専用住宅用地として、畑285㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号4番について、農業用施設用地(自給飼料配合施設)として、田4,306㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

18番 番号1番について、申請地を公共工事の建設資材置場に計画するものです。転用目的に問題ありません。農地区分についても第2種農地相当と思われる、周辺農地への通風、日照、排水等営農条件に影響はないと思います。

9 番 番号 2 番について、営農型太陽光発電施設の期間更新をするものです。許可期間中の営農も良好であり、周辺農地への日照、排水等の影響はありませんでした。期間更新に問題はないと思います。

20 番 番号 3 番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

2 番 番号 4 番について、申請地に自給飼料配合施設を計画するものです。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3 件でございます。
あっせん申出番号 1 番については、田 1 筆を売買又は賃借したいとのことです。

あっせん申出番号2番については、田3筆を賃借したいとのことです。
あっせん申出番号3番については、田4筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、14番山崎幸治委員を、あっせん申出番号2番と3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、14番山崎幸治委員を、あっせん申出番号2番と3番のあっせん委員に1番佐藤正剛委員、23番大木一夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準の一部改正について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第4号「匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準の一部改正について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準の一部改正について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「匝瑳市農業委員会農地法第3条事務処理基準の一部改正について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第5号「匝瑳市農業委員会農地法第3条事務処理基準の一部改正について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「匝瑳市農業委員会農地法第3条事務処理基準の一部改正について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、去る2月21日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会より報告をお願いいたします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

2番 本件につきましては、去る2月21日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年2月9日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成28年度第7次農用地利用集積計画案を審議いたしました。計画案の内容につきましては、利用権設定関係6件、対象面積合計24,134㎡、所有権移転関係12件、対象面積合計40,515㎡でございます。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく願います。

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、大木一夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に第2の所有権移転関係の番号4番についてを議題とします。大木一夫委員は退席をお願いします。

(大木委員退席)

議 長 大木委員が退席しましたので、第2の所有権移転関係の番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第2の所有権移転関係の番号4番の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号4番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

議 長 (「異議なし。」の声あり)
御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(大木委員着席)

議 長 大木一夫委員が着席されましたので、引き続き議案第6号「平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第2の所有権移転関係の番号4番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第2の所有権移転関係の番号4番の農用地利用集積計画を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号4番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第6号「平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号4番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について5件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	16件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第3号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	3件
議案第4号 匝瑳市農業委員会農地法第3条審査基準の一部改正について	(別冊)
議案第5号 匝瑳市農業委員会農地法第3条事務処理基準の一部改正について	(別冊)
議案第6号 平成28年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年2月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。